

会頭コラム まちづくり会社をご存知ですか？

まちなかの商店街がシャッター通り化し、住む人も減り、コミュニティの崩壊につながりかねないという危惧から、中心市街地の活性化が全国的に課題になっていることは言うまでもありません。

その解決策のひとつとして国が打ち出しているのが中心市街地活性化基本計画という仕組みです。小田原市では、平成 18 年 8 月 22 日に改正・施行された「中心市街地の活性化に関する法律」(通称:中心市街地活性化法)に基づき作成した「小田原市中心市街地活性化基本計画」を、平成 25 年 2 月 18 日付で国(内閣府)に認定申請し、平成 25 年 3 月 29 日に計画の認定を受けています。その計画に盛り込まれている事業は国が優先的に補助金などで支援しましょうということになっています。

その計画を実行する実働部隊としてまちづくり会社が位置付けられています。行政でもやりきれない、民間では手を出さない、しかし、まちづくりのためには必要な事業があります。下世話に言えば、そんなに儲からない仕事です。それを民間の知恵と力を集めて担当してやろうというのがまちづくり会社です。

小田原では、合同会社「まち元気小田原」がそれに当たります。民間企業、市民が中心になって出資し、会議所、市も加わっています。会社ですから、あまりもうからないと言っても、まちにとって必要な仕事を継続的に担当していくためには安定した財政基盤が必要です。それには行政のサポートが必須です。例えば、公共施設や市営駐車場の運営・管理などもまちづくり会社にやらせるべきなのです。まちづくり会社だけ手厚くするのは不公平だという声もあるようですが、それは誤解です。普通の民間企業はその企業にとっての利益を追求するのに対して、まちづくり会社は、そこで得た収益はまちに還元する、言い方を変えれば、まちの役に立つために、その原資となる収益をえるために事業を行うのですから。それがまちづくり会社の意味と役割であり、一般の会社との違いなのです。

もちろん「まち元気 小田原」自体の経営努力が第一ですが、商工会議所としては、活動計画にも明記したように、積極的にまちづくり会社を支援していきます。そのために行政にお願いすべきことはしっかりと声を出していきます。

会員の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。会員満足度調査でも会員の皆様の要望の声が多かった「まちづくり」への具体の取り組みでありますから。

会頭 鈴木悌介